

(別紙2)

**令和7年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園
(本園)を整備する法人の評価基準**

1 評価項目

内容事項		素点	配分	配点
評価項目	具体的な視点			
1 法人の状況				
乳幼児の教育・保育実績	①乳幼児の教育・保育に関して、十分な経験があること。	5点	×1	5点
施設の運営状況	②保育事業に係る監査において重大な指摘を受けておらず、指摘事項に関して速やかな改善がされていること又は計画的な改善を予定していること。			
2 賃貸物件の状況				
賃貸物件の形態・設備	①設備（給排水、電気、ガス、採光、換気等）が保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置に適していること。	5点	×1	5点
	②建築年数、構造、他の入居者の状況等から建物全体が保育所等の設置に適していること。			
賃貸借契約	③賃借料の額が地域の水準に照らして不適正とみられること等、賃貸借契約に係る懸念事項がないこと。			
3 賃貸物件の立地条件				
賃貸物件の立地条件	①整備地周辺の状況から子どもの安全面が確保され、保育所等の設置にあたって適切な環境であること。	5点	×2	10点
	②駐車場の確保計画及び周辺の交通状況等から、保護者の送迎等に関して支障がないこと。			
配置バランス	③民間の認可保育所・認定こども園・幼稚園等（以下、「民間教育・保育施設等」という。）やその整備予定地との距離等を含め、民間教育・保育施設等の配置バランスとしてより適当であること。			
4 整備計画				
整備計画	①保育室等の1人当たりの面積が十分に確保されており、保育に適した環境であること。	5点	×2	10点
	②各室等の配置が十分に考えられたものであり、保育所等としての運営面に支障がない計画であること。			
	③工事工程が適切に計画されているなど、予定どおり開所を迎えることに不安がないこと。			
5 法人の経理及び資金計画				
法人の経理・資産	①決算関係書類が適正に調製されていること。	5点	×2	10点
	②直近3か年における複数回の損失計上等、経営状況に係る懸念事項がないこと。			
資金計画	③資金計画における財源が確実であり、計画の遂行に不安がないこと。			
	④自己負担分の財源確保について不安がないこと。また、事業に対し借入をする場合の償還額や建物賃借料が、運営開始後の収支計画において適切であること。			

6 新設保育所等の運営		5点	×2	10点
新設保育所等の運営方針	①新設保育所等における保育について、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解のもと、具体的な方針・計画を持っていること。			
	②障害のある子どもを受け入れるにあたって、保育の考え方や受け入れ体制について具体的な方針・計画があること。			
	③乳幼児にふさわしい食事の提供、食育、アレルギー児への対応について、具体的な方針・計画があること。			
安全衛生対策	④防災計画、安全衛生管理、健康管理、感染症対策などに具体的な方針・計画があること。			
保護者への対応 関係機関との連携	⑤保護者との連絡及び連携について、日々の乳幼児の状況を適切に伝え合い、十分に説明することが具体的に示されていること。また状況に応じて関係機関との連携についても考慮されていること。			
	⑥保護者の子育ての支援となる取り組み、考え方が具体的に示されていること。			
	⑦地域における子育て支援や地域の関係機関との連携について考慮されていること。			
7 職員体制		5点	×1	5点
職員の配置及び確保状況	①施設長予定者について、教育・保育に関して十分な経験があり、施設の運営が適切に行えると見込まれること。			
	②職員の経験等を考慮した配置計画がなされていること。また、職員の確保方法が具体的であり、採用等に関して不安がないこと。			
職員の育成及び支援体制	③職員の育成方針として、研修参加や職員のスキルアップについて具体的に示されているほか、既に職場内研修等の取組実績を有していること。			
8 地域とのかかわり		5点	×2	10点
地域とのかかわり	①整備地及び整備内容の概要について、区役所民生子ども課等に相談するなど、近隣住民等に対し適切に説明がなされていること。また、選定後も必要な説明を行い、理解を得るよう努めていく具体的な計画があること。			
合計得点		素点（40点）		65点

2 最低基準

同一項目において、出席委員の評価の素点平均が2.5点未満となった場合、その法人は選定されないものとする。

3 整備計画による加算点

- (1) 東桜学区における応募で、3歳以上児を各歳15人以上受入可能かつ2歳児と3歳児の受入可能児童数の差を1以上（2歳児＜3歳児）設けた整備計画については、各評価委員につき2点の加点を行う。
- (2) 志段味東学区における応募については、各評価委員につき2点の加点を行う。

4 法人の選定

各評価委員の評価項目ごとの得点に、加算点を加えた点の合計を法人の評価点とし、設置上限数を踏まえて選定する。

法人の評価点が同点であった場合は、以下のとおり選定する。

- ① 評価基準における評価項目6、7の合計得点が高い法人から選定する
- ② ①も同一得点である場合、評価項目4、5、8の合計得点が高い法人から選定する
- ③ ②も同一得点である場合、評価項目1、2、3の合計得点が高い法人から選定する